

### 「おいなりサミット・第2回笠間お稲荷さんコンテスト」の作品募集

自慢のアイデアいなり寿司を募集します。大賞には5万円を贈呈。また、当日の審査員も募集します。

**開催日時** 11月24日(土) 午後1時～

**会場** 笠間稲荷神社 嘉辰殿(かしんでん)

**応募期限** 11月5日(月) 当日消印有効

**応募方法** 商工観光課、観光協会に備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

**審査員** 当日の午後0時30分から会場で受け付けます。

**主催** 笠間稲荷寿司推進会議、TMOかさま(笠間市商工会)

**問** 商工観光課(内517)

### 水戸ホーリーホックをスタジアムで応援しよう!

11月25日(日)に行われる、水戸ホーリーホック対セレッソ大阪の試合の際、「ホームタウン推進協議会の日」としてイベントを開催します。笠間市民の方はA席特別料金大人500円、小中学生無料で入場できます。

**日時** 11月25日(日) 午後1時キックオフ

**会場** 笠松運動公園陸上競技場

**内容** エアゴール大会、ホーリークイズラリー

**入場方法** 当日、住所や学校が確認できるものをバックスタンド側入場券売り場でご提示ください。入場券配布の際には、笠間市在住の身分証明が必要になります(学校の名札、生徒手帳、免許証、保険証など)。

**問** スポーツ振興課 0296-72-9330

(平日のみ、午前8時30分～午後5時30分)

### 22 茨城県消費生活講演会「暮らしの中の契約知識」の参加者募集

茨城県では、消費生活に役立つ知識を学んでいただくため、消費生活講演会を開催します。

私たちは、あらゆる契約に囲まれて生活しています。そして同時に様々な消費者トラブルも発生しています。そんな身近な生活の中で起こる様々なトラブルから身を守るために、「知っていれば必ず得をする」という法律の知識をお教えます。

**日時** 11月14日(水) 午後1時30分～3時30分

**会場** 茨城県水戸合同庁舎 2階大会議室(水戸市柵町1-3-1)

**内容** 講演「暮らしの中の契約知識」

講師 大野 仁さん(消費生活アドバイザー)

**定員** 100人 **参加無料**

**申** 茨城県県北地方総合事務所県民生活課 029-225-2490

### 23 「旧畜産試験場跡地についての意見交換会」を開催

旧畜産試験場は、交通の要衝にあり将来の発展可能性の高い重要な場所です。県では、地域振興の観点から地元の見解を最大限に尊重する基本方針のもと、利活用方法について検討しています。そのため、皆さんとの意見交換会を次のとおり開催しますのでご参加ください。

**日時** 11月13日(火) 午後7時～

**会場** 友部公民館 大ホール(笠間市中央3-3-6)

**主催** 茨城県 **協力** 笠間市

**対象者** どなたでも参加できます。

**その他** 会場の関係上、参加される場合、氏名、連絡先を添えてFAXまたはEメールで下記までお申し込みください。(当日受付も可能)

**申・問** 茨城県企画部地域計画課県央・鹿行地域担当 TEL 029-301-2730 FAX 029-301-2738  
Eメール chikei3@pref.ibaraki.lg.jp (ホームページ)  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/ikaku/chikei/chikeitop.htm>

## 友部公民館・岩間公民館 文化祭開催のお知らせ

### 第26回「友部公民館文化祭」

**期間** 10月31日(水)～11月4日(日)

**会場** 友部公民館

**内容** 芸能発表

11月3日(土)友部公民館大ホールにおいて第30回芸能発表会を開催します。

展示発表

館内外で、さまざまな催し物が開催されます。15団体が参加。

作品展示

絵画、書道、生け花など数多くの作品を公民館体育室に、また大会議室には園児、児童、生徒の作品を展示します。

文化祭開催期間中は、午前9時開館～午後5時閉館となります。また10月30日(火)は準備のため使用できません。

12月分の友部地区のグラウンド貸出しは、11月6日(火)午前9時から受付となりますのでご注意ください。

**問** 友部公民館 0296-77-7533

### 岩間公民館「岩間地区文化祭」

**期間** 11月22日(木)～25日(日)

**会場** 岩間公民館

**内容** 展示 11月22日(木)～25日(日)

音楽発表(コーラス・童謡・リズム・バレエ) 11月23日(金) 午前

社交ダンス発表 11月23日(金) 午後

芸能発表 11月24日(土)

オータム・コンサート(ピアノ) 11月25日(日)

11月20日(火)から文化祭準備のため公民館の施設等を貸し出しできなくなります。

**問** 岩間公民館 0299-45-2080



## 24 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減税制度について

平成19年(2007年)4月1日から平成22年(2010年)3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事(補助金を除いた自己負担額が30万円以上)を行った場合に固定資産税を減額する制度ができました。減額の対象となる床面積は1戸当たり100平方メートル分までで、翌年度(1年間)の固定資産税額の3分の1が減額されます。要件及び改修の内容は次のとおりです。

### <対象となる家屋(住宅)>

1)平成19年(2007年)1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅は除く。また、併用住宅では、居住部分の床面積が2分の1以上)で申告時に次のいずれかの方が居住していること。

- ・65歳以上の方(工事の完了した年の翌年の1月1日現在の年齢)
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害者の方(精神障害、身体障害など)

2)高齢者等の居住の安全性および介助の容易性の向上に資する下記いずれかの改修工事が行われたもの

廊下などの拡幅	階段の勾配緩和	浴室の改良
便所の改良	手すりの取付け	床の段差の解消
出入口の戸の改良	床表面の滑り止め化	

**申請方法** 工事完了後3カ月以内(平成19年9月30日までに完了したものは、平成19年12月28日まで)に、「バリアフリー改修住宅(減額)申告書」に必要な書類を添付して税務課まで提出してください。

**問** 税務課(内線110・111・114)

税を考える週間 11月11日～17日